

FMC-SaaS サービス登録及び認定制度要綱

令和6年5月1日

ふくおか電子自治体共同運営協議会

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、アプリケーション事業者との協業により、ふくおか自治体クラウドにおける SaaS サービスの利用拡大を促進するため、FMC-SaaS サービス登録制度（以下「登録制度」という。）及び FMC-SaaS サービス認定制度（以下「認定制度」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協議会

ふくおか電子自治体共同運営協議会をいう。

(2) 会員市町村

協議会に加盟する市町村をいう。

(3) FMC

協議会が普及促進を図る行政システム基盤の構築に関する構想である「ふくおか自治体クラウド (Fukuoka Municipal government Cloud services)」構想の略称であり、協議会が認定するクラウドサービス群により実現される。

(4) FMC-IaaS サービス

協議会が認定するクラウドサービス群のうち、協議会の会員市町村の利用する情報システムを格納するハードウェアの提供、運用、及びマルウェア対策等の付帯サービスを行うデータセンターサービスの提供、並びに利用市町村とデータセンター間を結ぶネットワーク回線の提供をいう。

(5) FMC-IaaS 基盤

FMC-IaaS サービスの用に供されるハードウェア（マルウェア対策等の付帯サービスを含む。）をいう。

(6) AP サービス

アプリケーションソフト（以下「AP」という。）の導入及び運用サービス、並びに AP（ガバメントクラウド上のものに限る。）への接続及び運用管理補助サービス（以下「ガバメントクラウド接続・運用サービス」という。）をいう。なお、同一の AP であっても、サービス提供事業者が異なる場合は、別の AP サービスとして取り扱う。

(7) AP 事業者

AP サービスを提供する事業者をいう。

(8) FMC-SaaS サービス

協議会が認定するクラウドサービス群のうち、AP 事業者が FMC-SaaS 登録及び認定事業者向け IaaS サービスを利用して提供する AP サービス並びに FMC-IaaS 基盤にネットワークを接続し AP 事業者が提供するクラウドサービスを提供する AP サービスで、登録制度の登録を受けたもの及び認定制度の認定を受けたものをいう。

(9) FMC-SaaS 登録事業者

FMC-SaaS 登録サービスを提供する AP 事業者をいう。

(10) FMC-SaaS 認定事業者

FMC-SaaS 認定サービスを提供する AP 事業者をいう。

(11) FMC-SaaS 登録及び認定事業者向け IaaS サービス

FMC-IaaS 基盤を、FMC-SaaS 登録及び認定事業者向けに提供する IaaS サービスをいう。

(12) IaaS 事業者

協議会との協定に基づき FMC-IaaS サービス並びに FMC-SaaS 登録及び認定事業者向け IaaS サービスを提供している株式会社 QTnet をいう。

第二章 FMC-SaaS 登録制度

(登録資格)

第3条 登録制度の資格を有する AP サービス(ガバメントクラウド接続・運用サービスを除く。)は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) FMC-IaaS 基盤上で、3か月以上特段の問題なく運用している実績を有すること。
- (2) 協議会が別途定める「FMC-IaaS 基盤におけるアプリケーション動作検証実施要領」に基づく動作検証を完了していること。ただし、FMC-IaaS 基盤にネットワークを接続し AP 事業者が提供するクラウドサービスにおいては、協議会が別途定める「FMC-IaaS 基盤へのネットワーク接続承認基準」(以下「接続承認基準」という。)に適合していること。

2 登録制度の資格を有する AP サービス(ガバメントクラウド接続・運用サービスに限る。)は、接続承認基準に適合していること。

(登録申請)

第4条 FMC-SaaS サービスを提供しようとする AP 事業者は、「FMC-SaaS サービス登録申請書」(様式第1号)により、協議会に対して、登録申請を行わなければならない。

2 前項の場合において、前条第1号の登録資格を有するものとして申請するときは、申請に係る AP サービスを利用する会員市町村が発行する「FMC-IaaS 基盤におけるアプリケーションサービス運用状況確認書」(様式第2号)を添付しなければならない。

(登録)

第5条 協議会は、前条の申請があった場合において、申請に係る AP サービスが第3条に規定する登録資格を満たすと認めるときは、本制度に登録しなければならない。

- 2 協議会は、前項の規定による登録を行ったときは、FMC-SaaS サービス登録通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（情報の提供）

第6条 協議会は、前条の規定による登録を行ったときは、会員市町村及びIaaS事業者に対し、登録に係るFMC-SaaSサービスの名称、サービスの概要、提供事業者及び担当窓口の情報を、文書により周知する。

- 2 協議会は、FMC-SaaSサービスの名称、サービスの概要、提供事業者及び担当窓口の情報を、協議会が開設するホームページに掲載する。

（適用上の留意事項）

第7条 登録制度は、特定のAPに対する評価、格付け又は利用の推奨等を行うものではない。

- 2 登録制度は、登録制度の登録を受けないAPサービスのFMC-IaaS基盤上での利用を妨げるものではない。

（FMC-SaaS登録事業者の責務）

第8条 FMC-SaaS登録事業者は、登録を受けたFMC-SaaSサービスの利用について、会員市町村から協議を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

（登録事項の変更）

第9条 FMC-SaaS登録事業者は、登録事項に変更が発生したときは、FMC-SaaSサービスに係る申請事項変更届（様式第4号）により、協議会に対して、遅滞なく届出を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、合併、会社分割又は事業譲渡等によるFMC-SaaS登録事業者の地位の承継があったものとして届出を行うときは、FMC-SaaS登録事業者の地位を承継した法人は、FMC-SaaS登録事業者の地位を承継したことを証明する書類を添付しなければならない。

（登録の終了）

第10条 FMC-SaaS登録事業者は、FMC-SaaSサービスの登録を終了しようとするときは、登録を終了しようとする日の1か月前までに、FMC-SaaSサービス登録終了届（様式第5号）により、協議会に対して、届出を行わなければならない。

- 2 協議会は、前項の届出を受理したときは、会員市町村に対し、その事実を周知するものとする。
- 3 協議会は、第1項のFMC-SaaSサービス登録終了届に「登録の終了日」として記載された日に、届出に係るFMC-SaaSサービスの登録を抹消するものとする。
- 4 FMC-SaaS登録事業者は、第1項の届出を行った時において提供しているFMC-SaaSサービスについては、第1項の届出に関わらず、契約期間終了までの間、サービスの提供を継続しなければならない。

(登録の取り消し)

第11条 協議会は、登録に係る FMC-SaaS サービスが次の各号のいずれかに該当するときは、当該 FMC-SaaS サービスの登録を取り消すことができる。

(1) FMC-SaaS 登録事業者に法令に違反する行為があったとき

(2) FMC-SaaS 登録事業者の責に帰すべき事由により、登録に係る FMC-SaaS サービスの提供に支障を来たし、当該 FMC-SaaS サービスを利用する会員市町村に重大な損害を与えたとき

(3) 協議会が、FMC-SaaS 登録事業者に本要綱に違反する行為があったと認めて、是正を指示したにも関わらず、これに従わなかったとき

2 協議会は、前項の規定により登録の取り消しを行ったときは、取り消しに係る FMC-SaaS サービスを提供する FMC-SaaS 登録事業者に対し、その旨及び理由を通知するものとする。

3 協議会は、第1項の規定により登録の取り消しを行ったときは、会員市町村に対し、その事実及び理由を周知するものとする。

(協議会の利用契約への関与)

第12条 FMC-SaaS サービスの利用に係る会員市町村と FMC-SaaS 登録事業者との協議及び契約は、両当事者の責任において行い、協議会は原則としてこれに関与しない。

2 FMC-SaaS 登録事業者向け IaaS サービスの利用に係る IaaS 事業者と FMC-SaaS 登録事業者の協議及び契約は、両当事者の責任において行い、協議会は原則としてこれに関与しない。

3 前2項の場合において、協議会が FMC-SaaS サービスの円滑な提供のため必要と認めたときは、両当事者の同意を得た上で、当事者間の協議に参加して助言を行うことができる。

(免責)

第13条 協議会は、登録制度の利用により会員市町村、FMC-SaaS 登録事業者又は IaaS 事業者が被った損害等について、一切の責任を負わないものとする。但し、協議会の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

第三章 FMC-SaaS 認定制度

(認定)

第14条 協議会が別に行う調達のうち、FMC-IaaS 基盤を利用したサービスにおいて、協議会とサービス提供の協定を締結した AP サービスをいう。

2 認定に係る協議会の利用契約への関与及び免責については、第12条及び第13条を準用する。

3 その他、認定に係る事項は別に締結する協定書による。

(認定の取り消し)

第15条 協議会は、認定に係る FMC-SaaS サービスが次の各号のいずれかに該当するときは、当該 FMC-SaaS サービスの認定を取り消すことができる。

- (1) FMC-SaaS 認定事業者が法令に違反する行為があったとき
 - (2) FMC-SaaS 認定事業者の責に帰すべき事由により、認定に係る FMC-SaaS サービスの提供に支障を来し、当該 FMC-SaaS サービスを利用する会員市町村に重大な損害を与えたとき
 - (3) 協議会が、FMC-SaaS 認定事業者が本要項に違反する行為があったと認めて、是正を指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき
- 2 協議会は、前項の規定のほか、別に締結する協定を解除したときは、当該 FMC-SaaS サービスの認定を取り消すものとする。

(利用の推奨)

第 16 条 協議会は会員市町村に対し、認定された AP サービスの利用を推奨する。

第四章 雑則

(ロゴマーク)

- 第 17 条 協議会は、登録制度及び認定制度の対外的な認知度の向上を図るため、登録制度（別図 1）及び認定制度（別図 2）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を定める。
- 2 ロゴマークに関する一切の権限は、協議会に帰属する。

(名称及びロゴマークの使用)

- 第 18 条 FMC-SaaS 登録及び認定事業者は、登録及び認定制度の目的に沿った営業活動のため、ポスター、ちらし、パンフレット、ホームページその他の媒体に、「FMC-SaaS サービス」の名称及びロゴマークを使用することができる。
- 2 FMC-SaaS 登録及び認定事業者は、前項による使用のうち、ホームページで使用するときは、協議会が指定する URL へのリンクを設置しなければならない。
- 3 FMC-SaaS 登録及び認定事業者は、前 2 項による使用を行ったときは、速やかに協議会に報告するものとする。
- 4 FMC-SaaS 登録及び認定事業者は、第 1 項による使用にあたり、次の行為を行ってはならない。
- (1) 不当景品類及び不当表示防止法その他の法令に違反する行為
 - (2) FMC-SaaS 登録事業者にあつては、協議会が特定の AP の利用を推奨しているとの誤解を招く表現
 - (3) その他、協議会又は FMC の信用を失墜する行為

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月13日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別図1 FMC-SaaS サービス登録制度のロゴマーク



別図2 FMC-SaaS サービス認定制度のロゴマーク

